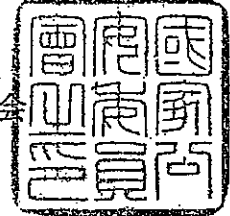




国公安委官発第188号
平成24年3月29日

千葉県公安委員会 殿

国家公安委員会



長崎県西海市における女性2名被害の殺人事件に関する調査の徹底等について
標記の件に関し、現在、千葉県警察において、警務部長を長とし、監察部門を中心とする体制により、習志野警察署の旅行実施の経緯や捜査に与えた影響の有無とともに、公表された検証結果に旅行に関する記載がなされなかった理由等を中心に調査を開始していると承知しているところである。

貴委員会にあつては、同県警察を管理・監督する立場から、同県警察の調査に対する点検を徹底することにより、事案の真相を解明し、明らかとなった事実に基づき厳正に対処するとともに、同種事案の再発防止に万全を期するよう、同県警察を指導されたい。